

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4011

野焼きによる火災にご注意を

近年、伊予消防管内で、野焼きが原因の火災が多発しています。

野焼きは、法律で禁止されていますが、農業者が行う稲わら・麦わらなどの焼却、害虫駆除のための枯れ草の焼却のほか、どんと焼きや不要となったしめ縄・門松などを焼く行事などは例外として認められています。



野焼きが原因による火災のほとんどが、ちょっとした不注意で発生しています。まずは野焼き以外の処分方法を考え、やむを得ず行う場合は、次のことに注意して、野焼きによる火災を予防しましょう。

▶消防署への届け出

誤報で消防機関が出動するなどの混乱を避けるため、火災と紛らわしい煙などが発生する行為をする場合には、事前に届け出が必要です（電話や口頭でも可能）。

なおこの届け出は、消防署が事前に野焼きを知るためで、容認するものではありません。ご注意ください。

▶野焼きの注意事項

- ・ 風の強いとき、空気が乾燥しているときは実施しない。
- ・ 水バケツや消火器などの消火の準備をしてから実施する。
- ・ 燃えやすい物の近くで実施しない。
- ・ 日中で作業を終わらせ、消火するまではその場所を離れない。
- ・ 終わった後は、確実に火を消す。
- ・ 火が燃え広がり拡大した場合は、身の安全を確保し、すぐに 119 番通報をする。



▶周辺住民への配慮

周辺に住宅がある場所で野焼きを行う場合は、煙の臭いが洗濯物に付着するなど、苦情の原因になります。

少量ずつ焼却し、大量の煙を出さないなどの配慮をしましょう。

☎産業課農業振興係 ☎ 985-4119

Information

ご協力をお願いします
電話を使った
予防査察を行います

新型コロナウイルス感染症予防のため、立ち合いで行う予防査察を自粛していましたが、9月から電話で実施しています。

町内の各事業所や病院などから、建物と消防用設備などの維持管理状況や危険物施設などの使用状況を聞き取ります。

この聞き取りには、数分の時間を要する場合があります。ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

不明な点がある場合は、松前消防署までご連絡ください。